

# 施設使用料のお支払いについて

## ○ 3月31日までのご利用分について（全施設）

- ・ 3月までのご利用分につきましては、3月31日までに使用料のお支払いをお願いいたします。

## ○ 4月1日以降の体育館ご利用分について

- ・ 4月1日以降に体育館をご利用の方につきましては、使用料のお支払いは4月1日以降をお願いいたします。  
(3月中のお支払いはお受けできませんので、ご了承願います。)
- ・ 必ず、ご利用7日前の17:00までにお支払いをお願いいたします。  
※なお、4月1日から4月7日までのご利用分の使用料につきましては、ご利用日当日のご利用開始時間までにお支払ください。